第五　その他定住等及び地域間交流の促進に関する重要事項

1　優良農地の確保及び環境等への配慮

農林漁業は、農山漁村における基幹産業であり、その健全な発展を図ることが必要であることから、地域において定住等及び地域間交流の促進を図るための施設整備等を実施する際には、優良農地の確保に支障がないようにする必要がある。

この観点からすれば、大規模な農用地の転用が必要な事業は適切でないため、法第７条第１項に規定する所有権移転等促進計画に係る農用地の転用の面積については、２ヘクタールをその上限とするものとする。

また、農山漁村は、農林漁業の営みなどを通じて形成・維持されてきた自然環境を有しており、これらは生物多様性保全や身近な自然との触れ合いの場としての機能を有し、農山漁村の大きな魅力となっていることを踏まえ、活性化計画に基づく各種事業等の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全等への配慮をするものとする。

2　効率的な事務の実施体制の構築

都道府県又は市町村が農山漁村の活性化のための施策を効率的に実施するため、農林水産省の本省及び地方農政局に支援窓口を設置するものとする。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本トランスオーシャン航空乗員組合から、人事賃金制度改定等の要求に関して、平成23年10月４日以降、同組合の組合員が従事する日本トランスオーシャン航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年10月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年10月３日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間657円」を「１時間658円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成23年10月３日

宮崎労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間642円」を「１時間646円」に改める。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月３日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　処分をした年月日　平成23年９月12日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　隼電気株式会社　平間　修一　宮城県仙台市若林区大和町５―30―22　国土交通大臣（般―23）第3169号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第１５７号

さいたま市浦和区常盤10丁目13番10号
申立人　りそな保証株式会社
本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目２番、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目２番８号、死亡の場所埼玉県北葛飾郡杉戸町、死亡年月日平成21年１月22日、出生の場所栃木県那須郡須賀川村、出生年月日昭和14年７月24日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　定司
事務所埼玉県越谷市越ケ谷１丁目１番12号　エガワプラザ６階　埼玉東部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池永　知樹
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２３年（家）第４２１号

埼玉県三郷市鷹野１丁目332番地６
申立人　桑原　久枝
本籍埼玉県三郷市鷹野１丁目129番地２、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日推定平成23年５月３日、出生の場所群馬県新田郡世良田村、出生年月日昭和25年１月23日、職業不詳
被相続人　亡　石塚　俊章
事務所埼玉県三郷市早稲田１―１―１　ＫＴＴ５ビル５階　しばの法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴野　和善
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２３年（家）第３０１９１号

千葉市緑区誉田町１丁目825番地５
申立人　池田　誠人
本籍愛知県名古屋市東区筒井２丁目1215番地、最後の住所千葉市中央区宮崎町511番地の１、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日平成23年７月30日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日大正14年９月16日、職業無職
被相続人　亡　山元　朔郎
千葉市緑区誉田町１丁目825番地５、事務所千葉市緑区誉田町２丁目23番地64の２司法書士事務所迅速会
相続財産管理人　司法書士　池田　誠人
千葉家庭裁判所

平成２３年（家）第９０９号

東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍千葉県富里市立沢新田48番地528、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日平成21年８月14日、出生の場所北海道上川郡神楽村、出生年月日昭和21年12月10日、職業不明
被相続人　亡　奥村　行雄
事務所千葉県千葉市中央区中央３―４―８　コーノスビル３階鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保佳織
千葉家庭裁判所佐倉支部

平成２３年（家）第３０１１２号

千葉県松戸市西馬橋１丁目11番18号
申立人　平野　たけ
本籍千葉県松戸市馬橋141番地、最後の住所千葉県松戸市新松戸４丁目16番地　大喜多ハイツＣ棟107号、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成10年６月16日、出生の場所千葉県東葛飾郡馬橋村、出生年月日昭和６年３月19日、職業不詳
被相続人　亡　齊藤　治夫
事務所千葉県柏市柏６丁目９―18　柏の森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　尚道
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２３年（家）第４００２８号

横浜市西区浅間町４丁目344番地の４
申立人　椿　　正雄
本籍横浜市西区浅間町４丁目344番地４、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所横浜市旭区、死亡年月日平成23年２月12日、出生の場所群馬県北甘楽郡小幡町、出生年月日昭和９年４月12日、職業無職
被相続人　亡　山田美代子
神奈川県三浦郡葉山町長柄677番地の31
相続財産管理人　増田　任弘
横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第９７３号

川崎市川崎区渡田１丁目９番14号
申立人　株式会社ケーエスビー
本籍川崎市川崎区渡田１丁目９番、最後の住所川崎市川崎区榎町８番２号、死亡の場所横浜市鶴見区、死亡年月日平成23年５月１日、出生の場所川崎市、出生年月日昭和23年１月11日、職業会社員
被相続人　亡　宮崎　　登
事務所川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア西館３階　多摩川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　　尚
横浜家庭裁判所川崎支部